

②資質能力の向上と適材適所の配置

教職員が意欲を持って業務を遂行でき、全県的な教育水準の維持向上にも資するよう、資質能力の向上と適材適所の配置を推進します。

<資質能力の向上>

- ・教職員のキャリアステージに応じた計画的・体系的な研修（O J T、O f f - J T）の充実
- ・「芯の通った学校組織」の取組を下支えする学校マネジメント研修の充実
- ・「教育県大分」の創造に向けた教育研究団体等の活用
- ・人事評価の人事・給与への適切な反映など教職員評価システムの効果的運用を通じた人材育成の推進

<適材適所の配置>

- ・教職員の資質能力向上と全県的な教育水準の維持向上に資する、広域人事異動の推進
- ・小・中・高・特別支援学校の校種間連携のための人事交流の推進
- ・学校マネジメントの中核を担う主幹教諭、指導教諭の配置と活用
- ・学級担任への正規教員の配置促進

③学校における働き方改革の推進

教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、校務環境の整備や業務改善の推進を図ります。

<校務環境の整備>

- ・「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による負担軽減策の検討
- ・学校現場との意見交換会での意見や好事例等を踏まえた「学校現場の負担軽減ハンドブック」の改訂及び全教職員への周知
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフやスクール・サポート・スタッフ等の活用
- ・「特定事業主行動計画」に基づく育児支援のための教員配置等の検討
- ・学校支援センターによる学校運営支援機能の強化
- ・サービス・給与等の事務処理システム（総務事務システム）の運用や生徒情報等を管理する校務支援システムの充実
- ・校務用パソコンや複合機等、校務処理に必要なI C T機器の計画的な整備
- ・集合研修に出向く教職員の負担軽減のため、研修の精査とI C Tを活用したW e b研修等の導入

<業務改善の推進>

- ・教職員の勤務時間管理の適正化
- ・勤務時間の客観的な把握と適正な設定を通じた教職員一人一人の働き方に関する意識改革の促進
- ・「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月）及び「大分県の文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）に基づく部活動改革の推進
- ・I C Tを活用した業務効率化の推進

④健康の保持・増進

教職員が教育活動に専念し、持てる資質能力を十分に発揮できるよう、教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。

- ・「こころのコンシェルジュ」による学校訪問など、メンタルダウンの未然防止、早期対応、職場復帰と再発予防の推進
- ・生活習慣病の予防に向けた教職員への健康支援の充実

⑤服務規律の徹底

子どもの模範となるべき教職員の不祥事を根絶するため、服務規律の徹底を図ります。

- ・服務研修テキスト等を活用した研修の充実
- ・高い倫理観と厳しい自律心を持つ教職員の養成

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
教職員研修に占めるWeb研修の割合(%)	H30	0	0	30
若年層(40歳未満)の定期健康診断有所見率(%以下)	H26	70.5	64.1	60

IV 信頼される学校づくりの推進

(3) 魅力ある高等学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・グローバル化の進展、少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、新しい時代に相応しい魅力ある高等学校づくりが求められています。
- ・生徒が未来に夢や目標を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上が求められています。
- ・地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえた特色ある高等学校づくりを推進する必要があります。
- ・地方創生が大きな課題となる中、専門高校には、各分野における専門人材の育成を通じて地域産業の活性化に貢献する役割が、これまで以上に求められています。
- ・経済的な理由により高等学校への修学が困難な生徒に対し、教育費の負担を軽減し、教育の機会均等を図ることが求められています。

■ 主な取組

①高等学校教育の質の確保・向上

生徒が主体的に学び、自身の未来を切り拓いていくことができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上を図ります。

<共通>

- ・校長のリーダーシップの下、魅力ある高等学校づくりに向けた組織的な取組の推進
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進
- ・「高校生のための学びの基礎診断」を検証指標とした「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）指定校の成果の継承
- ・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパープロフェッショナルハイスクール（SPH）指定校等の先進的な取組の波及
- ・第三者評価を含む学校評価を通じた学校運営の継続的改善

<専門教育>

- ・多様な学習ニーズや進路希望に応える専門教育の充実
- ・商工労働・農林水産部局や地域の関係機関等との連携強化
- ・専門的な知識・技術・技能の習得・向上に向け、他県との連携を含めた実習設備等の整備

②特色ある高等学校づくりの推進

地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえ、地域の活力ともなる特色ある高等学校づくりを推進します。

- ・コミュニティ・スクールの導入など地域と協働した学校の活性化
- ・市町村立中学校と連携した教育活動の充実など地域に根ざした特色化の推進
- ・地域産業界と連携した専門教育の充実など、地域を担う人材育成の推進
- ・地方創生にも資する地域の高等学校の在り方の検討

③修学支援の充実

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、経済的理由によって修学が困難な高校生に対する修学支援を充実します。

- ・高等学校等就学支援金の支給による授業料負担の軽減
- ・低所得世帯への高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の給付による授業料以外の教育費負担の軽減
- ・優秀な生徒等で経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の貸与
- ・高等学校定時制・通信制課程への修学を促進するための「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金」の貸与

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
授業の内容を理解できていると感じている生徒の割合(高2) (%)【再掲】	H27	71.5	72.3	80
学習の疑問点を自ら解決しようとしている生徒の割合(高2) (%)【再掲】	H27	59.6	69.9	80

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(1) 多様な学習活動への支援

■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代にあって、県民の学習ニーズは多様化・高度化しており、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供が求められています。
- ・誰もが豊かな人生を送ることができるよう、また、地方創生の観点からも、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められています。
- ・「人権に関する県民意識調査」の結果によれば、無関心層の広がりが見られるところ、県民一人一人の人権意識を高める学習の充実が求められます。
- ・地域における人権学習の取組状況にバラツキがあるため、各市町村との連携の下、大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動等を通じた取組の強化が求められます。
- ・県内で増加が予想される外国人と住民とのコミュニケーションを図る取組の充実が求められます。

■ 主な取組

① 多様な学習機会の提供と地域人材の育成

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供とともに、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成を推進します。

<多様な学習機会の提供>

- ・県民の学習ニーズや学校、社会教育関係団体の要請に対応した学習機会の提供
- ・県立図書館における行政や民間団体等と連携したセミナー、公開講座等の充実

<地域人材の育成>

- ・「地域力」の向上を担う人材育成のための講座の充実
- ・自身の学びの成果を地域活動に活かす人材の育成
- ・ボランティア団体等の活動支援のための講座・情報提供の充実
- ・公民館等を拠点とした、地域の課題解決に向けた講座等の開催や学習の成果を地域に還元する取組の推進
- ・外国人と住民との「やさしい日本語」を活用したコミュニケーション機会の拡大

② 多様な学びを支える環境づくりの推進

県民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、ICTの活用を含む社会教育施設の機能充実や社会教育の担い手養成など、多様な学びを支える環境づくりを推進します。

- ・県民ニーズを踏まえた多様な学びを支える県立社会教育施設の機能充実
- ・生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」を活用した情報発信の強化
- ・郷土の歴史、文化、自然に関する資料等の収集・保存・提供の推進
- ・社会教育主事、社会教育士の養成と資質向上
- ・社会教育委員や公民館主事など社会教育指導者への研修の充実

③人権意識を高める学習の推進

「大分県人権教育推進計画（改訂版）」を踏まえ、大分県人権問題講師団等を活用し、多様な人権課題に対応した学習機会の充実を図ります。

<県民の主体的な学びへの支援>

- ・県民一人一人が人権問題を自分自身の問題として捉え、具体的な行動に移すことができる態度を育成する人権学習プログラムの開発
- ・指導者（ファシリテーター）の養成・活用による人権学習の充実
- ・新たな人権課題に対応した人権学習の充実

<人権尊重の地域づくりの推進>

- ・地域の人権課題や住民ニーズに沿った効果的な学習機会の提供
- ・大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動を通じた、地域における人権学習の取組強化
- ・学校・家庭・地域の協働による、人権が尊重される地域づくりの推進

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
公立図書館の利用者数(万人)	H26	229	263	268
生涯学習情報提供システムのインターネット講座アクセス件数(万件)	H26	2.6	3.59	5
人権問題講師団の活用回数(回)	H26	320	836	600

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(2) 社会全体の「協育」力の向上

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行とともに人間関係の希薄化といった課題が顕在化する中、地域の活力を支える人材の育成とともに地域コミュニティの再構築が求められています。
- ・ 地域の教育力の向上を図るため、子どもへの学習活動や体験活動の提供など地域全体で子どもたちを守り育む「協育」ネットワークを基盤として、地域全体で地域課題の解決に向けて取り組む体制のさらなる整備が必要です。
- ・ 保護者や地域住民等に対して「協育」ネットワークの取組の有用性を周知することにより、支援者の更なる拡大を図るとともに、「協育」で人と人との絆を紡ぐまちづくりに繋げていくことが求められています。

■ 主な取組

① 「協育」ネットワークの充実・深化

地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの再構築のため、「協育」ネットワークを基盤とした体制整備をさらに推進します。

- ・ 地域主導の子どもの学習活動や体験活動に参画・協働する機運の醸成
- ・ 個人の学びの成果を地域でのボランティア活動等に活かすコーディネート機能の充実
- ・ 「協育」ネットワークと子ども会や婦人会、青年団、PTAなど各種団体との連携強化
- ・ 「協育」ネットワークを基盤とした、地域振興や産業経済等の領域との連携強化

② 「協育」力を活かした地域活動の展開

「協育」ネットワークを基盤とした「協育」力を活かし、多様な学習機会の提供を通じて人と人との絆を紡ぐ取組を推進します。

- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の子どもの体験活動や学習支援の充実
- ・ 学校の授業等支援や登下校の見守りなど、学校との連携・協働による多様な支援活動の推進
- ・ 地域独自の環境教育や防災教育、キャリア教育、「O-L a b o」の取組と連携した科学教育などの学習機会の充実
- ・ 地域振興、産業経済等の地域課題に対応した学習機会の充実
- ・ 地域の伝統文化等を活用した、郷土への誇りや愛着を育む学習の充実

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数(万人)	H26	7.8	10.7	11
小学生チャレンジ教室等の活動に参加する児童数(万人) 【再掲】	H26	0.8	1.13	1.2

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

■ 現状と課題

- ・核家族化等の家族構成の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより地域社会や家庭における「教育力」が低下していると指摘されています。
- ・家庭は子どもたちの健やかな育ちのための基盤であり、基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担うものであるため、家庭に対しての継続的な支援が求められています。
- ・地域における家庭教育支援の取組は広がりつつあるものの、子育ての悩みや不安を抱え、周囲に相談できずに孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域社会全体で子育て家庭を支える取組が求められています。

■ 主な取組

①家庭教育支援体制の整備

家庭における「教育力」の向上を図るため、家庭と地域をつなぐ支援体制の整備を推進します。

- ・公民館等を拠点とした、学校・家庭・地域をつなぐ家庭教育支援体制の強化
- ・多様な能力、経験を持つ地域人材の家庭教育支援の取組への参画促進
- ・地域の広報媒体を活用した、家庭教育に関する情報提供の充実

②保護者に対する学習機会の提供

子育てなど家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、保護者に対する学習機会の提供を推進します。

- ・子育て支援など関係施策と連動した切れ目のない学習機会の提供
- ・家庭教育の重要性に係る理解を深めるための「おおいた親の学びプログラム」の普及促進
- ・家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
「協育」ネットワークによる家庭教育支援の取組に参加する地域住民の数(人)	H26	1,913	5,879	6,000

VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

■ 現状と課題

- ・ 県内各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、文化財・伝統文化の適切な保存・管理が必要です。
- ・ 文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意しつつ、これらを積極的に活用し、文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化に繋げることが求められています。
- ・ 過疎化・少子高齢化を背景に、文化財の担い手不足による滅失や散逸の防止が喫緊の課題であり、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進する必要があります。
- ・ 積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取組強化が求められています。

■ 主な取組

①文化財・伝統文化の保存

文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、国・県の指定・選定・登録制度などを活用し、保存・管理の徹底を図ります。

- ・ 文化財の指定・選定・登録を通じた、適切な保存・管理の推進
- ・ 市町村教育委員会と連携した有形文化財の状況把握の徹底
- ・ 文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱の策定、各市町村毎の地域計画の策定促進
- ・ 地域の文化財を守り伝えていくための防犯・防災対策の強化
- ・ 文化財保護指導委員の増員や市町村、地域住民と連携したパトロール活動の充実
- ・ 文化的景観や伝統的建造物群保存地区など、地域全体を歴史・文化空間と捉えた面的な保存の推進

②文化財・伝統文化の活用

文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化等につなげるため、地域の文化財・伝統文化の積極的活用を図ります。

- ・ 有形文化財や記念物に指定された文化財などの修復現場の公開をはじめ、文化財を核にした観光戦略の展開
- ・ 文化財・伝統文化をストーリー化した「日本遺産」等を活用した地域の活性化
- ・ 教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備
- ・ 埋蔵文化財センターの展示内容の充実と県・市町村等の文化施設が連携した展示・公開の推進
- ・ 文化財を紹介する案内板等の整備・充実
- ・ 文化財の周遊ツアーやフォトコンテストの開催等、地域の歴史・文化の魅力を発信する機会の充実

③文化財・伝統文化の継承

無形文化財や民俗文化財などの文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実するとともに、それらの文化財・伝統文化を確実に次世代に継承するための基盤整備を推進します。

<学ぶ機会の充実>

- ・無形民俗文化財などの伝統文化を鑑賞し、体験する機会の充実
- ・子ども神楽保存団体など文化財愛護団体の活動発表機会の充実
- ・県立歴史博物館・県立先哲史料館・県立埋蔵文化財センターの訪問講座や体験学習の機会の充実

<継承に向けた基盤整備>

- ・文化財愛護団体相互のネットワークづくりや指導者講習会の開催
- ・地域に伝わる伝統文化の伝承教室や文化財の保存技術講習に対する支援を通じた後継者の育成
- ・文化財・伝統文化のデジタル・アーカイブ化や最新映像技術等を活用した積極的な情報発信の推進

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画の策定数 (件)	H30	0	0	18
県立歴史博物館・県立先哲史料館・県立埋蔵文化財センターの利用者数(万人)	H26	10.1	12.5	14.3

Ⅵ 県民スポーツの推進

(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成

■ 現状と課題

- ・ 県民の定期的なスポーツ実施率（50.9%（平成30年度））は緩やかに上昇しているものの、依然全国平均（55.1%（同））を下回っており、スポーツ実施に関する更なる意識啓発が求められています。
- ・ 本県のスポーツ実施率を見ると、20代・60代・70代では50%以上であるものの30～50代の実施率は50%以下となっており、中でも30代・40代の働きざかり世代では全国平均を10%以上下回る状況にあります。
- ・ 運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、阻害要因としては、施設面、金銭面、多忙感などが挙げられています。

■ 主な取組

① ライフステージに応じたスポーツの推進

県民が心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、ライフステージに応じたスポーツを推進します。

- ・ 実施方法や内容等を工夫した全世代型スポーツイベントの充実
- ・ (スポーツに関する資格を有する) 地域人材と学校や総合型地域スポーツクラブの連携によるスポーツ環境の充実と、スポーツ医科学の知見を活用した発達段階に応じた指導の充実(子ども)
- ・ 職場や地域と連携した体力測定等の機会充実とスポーツ施設・サークル等に関する情報提供の充実(働く世代)
- ・ 総合型地域スポーツクラブを活用した健康教室や軽運動プログラムの充実(高齢者)

② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援・活用

県民が身近な地域で日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。

- ・ 総合型地域スポーツクラブへの加入促進
- ・ 市町村等との連携による、総合型地域スポーツクラブの新規創設と既設クラブの活動区域の拡大
- ・ クラブマネージャーや公認指導者等の各種人材の養成や、拠点クラブの育成による相互連携の強化など、「広域スポーツセンター」による支援の充実
- ・ 「総合型クラブおおいたネットワーク」と連携した、総合型地域スポーツクラブの自律的運営能力の向上
- ・ 働く世代のスポーツ環境創出に向けた「スポーツプログラム」の提供推進
- ・ 健康課題の把握や個別の運動指導等の実施による地域の健康づくり拠点化の推進

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
成人の週1回以上のスポーツ実施率(%)	H25	40.5	50.9	56
総合型地域スポーツクラブの会員数(万人)	H26	1.6	1.75	2

Ⅵ 県民スポーツの推進

(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進

■ 現状と課題

- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備が求められています。
- ・スポーツの関わり方は、実際に「する人」だけではなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがあり、県民生活においてスポーツが担う役割も青少年の健全育成や地域社会の活性化など様々です。
- ・令和元年5月に県立武道スポーツセンターが開館するなど、スポーツに親しむ環境を整備してきましたが、市町村との役割分担の下、より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむことができるよう、今後も県民のニーズに応じたサービスが提供できるスポーツ施設の整備・充実が求められています。
- ・公益財団法人日本スポーツ協会公認の有資格指導者数(平成30年10月現在)は2,030人と着実に増加してはいますが、多様化する県民のスポーツニーズに対応するためには、更に多くの質の高い指導者を養成・確保するとともに、有資格指導者を有効に活用することが必要です。

■ 主な取組

①「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実

県民が多様な形でスポーツに親しむことができるよう、「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実を図ります。

- ・大規模大会やその事前キャンプ等の開催等に合わせた選手によるスポーツ教室の開催など、地域住民との交流機会の創出
- ・大規模大会に向けた広報活動の充実や未経験者を対象とした研修会の開催、登録制度の構築などを通じた、スポーツボランティア活動の普及
- ・スポーツ情報提供システムの構築など、県民ニーズに応じた最新のスポーツ情報の収集と情報発信の充実

②スポーツ施設の整備・充実

より多くの県民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実を図ります。

- ・利用者の幅広いニーズに対応したスポーツ施設の機能の充実
- ・地域住民のスポーツ活動機会の創出に向けた、学校体育施設開放校の拡大

③スポーツ指導者の養成・確保と関係機関等との連携強化

多様化する県民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ指導者の養成・確保や関係機関等との連携強化を図ります。

- ・ライフステージに応じた適切な指導が可能な質の高いスポーツ指導者の養成・確保
- ・福祉保健部等関係部局・団体との連携による障がい者スポーツの指導者養成
- ・県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る福祉保健部等関係部局や市町村との連携強化
- ・スポーツ少年団などのスポーツ関係団体、プロ・企業チームとの連携強化
- ・スポーツ医科学に基づく安全対策等に係る研究機関・医療機関・大学との連携強化

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
人口1万人当たりの公認スポーツ指導者登録数(人)	H26	14.5	17.7	23.6

Ⅷ 世界に羽ばたく選手の育成

世界に羽ばたく選手の育成

■ 現状と課題

- ・ラグビーワールドカップ2019大分開催の効果もあり、2020年東京オリンピック・パラリンピックや各種国際大会において、本県出身選手の活躍を期待する声が高まっています。
- ・本県の競技力を向上・安定させるためには、国民体育大会天皇杯得点1,000点の獲得を目指した選手強化に取り組む必要があります。
- ・優れた才能を持ったジュニア選手を発掘し、長期的視点に基づいた一貫指導体制による育成・強化が必要です。
- ・競技力を支える指導者の確保が困難な中、本県で育成・強化された優秀な選手が将来、県内に就職してオリンピックなどの国際大会や、国民体育大会をはじめとする全国大会へ出場し、引退後は指導者となるなど、スポーツ人材の好循環を生む仕組みづくりが求められています。

■ 主な取組

①ジュニア期からの一貫指導体制の確立

ジュニア期からの効果的な選手の育成・強化を図るため、優れた資質を有するジュニア選手の発掘に取り組むとともに、小・中・高等学校を通じた一貫指導体制を確立します。

- ・優れた資質を有するジュニア選手の発掘
- ・県選抜選手の強化対象の拡大、指導者による目標や強化方針の共有など、一貫指導体制の確立による効果的な選手の育成・強化

②優秀選手の育成・強化

国内外の大会において本県出身選手が活躍できるよう、競技力強化体制の整備や競技団体への支援を通じた、優秀選手の育成・強化を図ります。

- ・世界で通用する優秀選手の育成・強化に向けた、本県出身選手の国内外の大会参加支援
- ・指導技術やレベルの高い技能を学ぶことによる競技力向上を目的とした、国内外のトップレベルの指導者やチームの招聘
- ・競技力向上の拠点となる学校、企業、クラブチーム等における強化活動の支援充実

③競技力を支える人材の養成

国内外の大会での活躍に向けて本県出身選手の競技力を向上させるため、次代を担う卓越した指導者など競技力を支える人材の養成を図ります。

- ・高度な専門知識や指導技術を有する指導者の養成・確保
- ・各種研修会の開催などによる次代を担う卓越した指導者の養成・資質向上
- ・公認スポーツ指導者の資格取得の推進
- ・スポーツ医学を活用した競技力向上を図るため、スポーツドクター、スポーツトレーナー、栄養士等によるサポート体制の整備・充実
- ・「大分県競技力向上スーパーコーチ」を活用するなど、次代を担う指導者の異競技間等交流の促進

④競技力を支える環境の整備

優秀選手が必要な支援・協力を得て競技活動に専念できるよう、関係団体等との連携により競技力を支える環境整備を推進します。

- ・日本オリンピック委員会（JOC）、産業界等との連携の下、優秀選手の県内企業への就職支援
- ・大分県体育協会をはじめ関係団体等との連携・協力による、最先端のスポーツ医学の活用促進
- ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）や「大分県教育庁チャンネル」などを活用した、競技力向上対策に係る広報の充実

■ 目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
国際大会出場者数(人)	H26	35	43	60

【参考資料】

用語解説

読み	用語名	解説	掲載ページ
アイ	ICT	Information & Communication Technology(情報通信技術)の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。コンピュータはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・動画教材・プレゼンテーションソフトなどを活用するもの。	3,9,20,21,22,24,28,34,38
アイ	IoT	Internet of Thingsの略で、世の中の様々なモノをインターネットに接続しネットワーク化する、「モノのインターネット」と呼ばれる仕組み。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値が生み出される。	3,21,22
アズ	預かり保育	幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動のこと。	16
アツ	「あったかハート1・2・3」運動	不登校の早期発見・早期対応のため、以下の取り組みを行うもの。 欠席1日目＝電話連絡(励まし電話、安心電話、受診確認) 欠席2日目＝電話か家庭訪問(安心電話、症状の具体把握) 欠席3日目＝家庭訪問(組織対応、体調確認、再登校不安解消) 欠席4日以上＝チーム支援(担任、養護教諭、関係教員、SC、関係機関連携)	27
アブ	アプローチカリキュラム	小学校就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラムのこと。	15,16
アン	安全マップ	学校周辺地域における自然災害の危険がある場所や災害時の避難先となる場所、防犯上の危険がある場所(入りやすくて見えにくい場所、管理が不十分な施設等)や子ども連絡所等を調査し、記載した地図。	29
イジ	いじめ防止基本方針	いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定される基本的な方針のこと。	25
イジ	いじめ問題子どもサミット	県内の小・中学生代表による「いじめのない学校づくり」に向けた取組発表や意見交換等を通して、いじめ問題を主体的に考え、いじめ防止に対する意識を醸成することを目的に開催する会議のこと。	25
イジ	いじめ対策-不登校児童生徒支援ガイド	県教育委員会が作成したいじめ対策・不登校児童生徒支援における教職員向けのガイドで、「未然防止・早期発見・解決支援」の各段階での支援のポイントをまとめたもの(平成30年3月)。	25
イジ	いじめ対策連絡協議会	教育委員会、警察、福祉事務所等の関係機関が一堂に会して、いじめ問題に関する対策を協議し、解決に向けた情報の共有、連携を図る協議会のこと。	26
イリ	医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。一定の研修を受けた介護職員等(教員を含む)であれば、一定条件の下に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる。	20
イン	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。	6
イン	インターンシップ	学習内容や将来の進路などに関連した職業体験活動のこと。	18
イン	イングリッシュ・デイ・キャンプ	県内勤務のALT(外国語指導助手)等とともに、英語を用いて以下のような活動を行い 異文化理解や英語使用の意欲付けを図るために実施する日帰り合宿のこと。 【小学生】自己紹介、海外の遊び、英語劇発表、大分の紹介 など 【中学生】インタビュー、課題劇、英語で日記、課題解決に向けた発表 など	23
ウエ	Web会議	国内外の学校等とICTを活用した遠隔交流のこと。互いに学校生活、部活動の様子や文化の紹介等を行う。	23
ウエ	Web研修	移動することなく職場からインターネットを介して受講することができる研修であり、時間や移動費を削減できる研修。オンデマンド配信による動画視聴型研修やライブ配信による遠隔講義型研修などがある。	34,35
ウン	運営委員会	管理職、主要主任等で構成される校内委員会で、校務に関する企画立案等を行う学校運営の中核となる組織。	31

読み	用語名	解説	掲載ページ
エイ	AI	Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。学習、推論、判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。	3,21,22
オオ	おおいた教育の日	県民が一体となって、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちの育成等を図るため、「おおいた教育の日条例」により、11月1日を「おおいた教育の日」と定め、その前後の期間に県内全域で様々な取り組みを行っている。平成17年度から実施しており、平成25年度からは年間テーマを決め、県内1市町村を主会場として推進大会を開催している。	7,32
オオ	大分県教育庁チャンネル	学校現場で頑張っている教職員の姿、児童生徒の活動、地域との連携による学校支援の様子など、先進的な取組や特色ある取組などを紹介するため、県教育委員会が動画投稿サイトをYou Tubeに開設した専用チャンネル。	7,33,48
オオ	大分県の運動部活動の在り方に関する方針	国のガイドラインに則り、本県の実情や生徒の発達段階を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域や学校、競技種目等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指して策定したもの(平成30年8月)。	13,34
オオ	大分県産業教育振興会	産業・経済・教育の諸機関とその関係者、学識経験者をもって組織され、産業教育に関する連携・協力等を目的として設置された会のこと。	17
オオ	大分県在住外国人に関する学校教育指導方針	外国人児童生徒に関する教育・指導、推進体制、支援等について策定した指導方針(平成22年1月)。	22
オオ	大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル	帰国・外国人児童生徒の受入れや日本語指導の体制整備について、県・市町村・学校・教職員の役割等をまとめたマニュアル(平成28年12月)。	22
オオ	OJT・Off-JT	OJTとは、On the Job Training の略で、職場内において、日常の職務を通して、必要な知識や技能、態度等を、組織的・計画的・継続的に高めていく人材育成のこと。 Off-JTとは、Off the Job Training の略で、職場を離れて行う人材育成のこと。	34
オオ	大分県の文化部活動の在り方に関する方針	国のガイドラインに則り、本県の実情や生徒の発達段階を踏まえ、生徒にとっての望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて多様な形で最適に実施されることを目指して策定したもの(平成31年2月)。	34
オオ	大分県社会人権・同和教育推進協議会	県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図り、社会教育における人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進する組織のこと。	38,39
オオ	大分県人権問題講師団	県教育委員会が養成する、人権問題に深い見識を持つ指導者のこと。所定の講座を受講後、県で登録し、県内各地域や学校で人権教育の講師として活動している。	39
オオ	O-Labo	子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として、平成22年から開設している科学体験教室のこと。大学・高等学校や企業等と連携し、夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している。	40
オオ	大分県競技力向上スーパーコーチ	全国トップレベルのチーム・選手を育成した実績を持ち、その経験や知識を活かして指導者全体の指導力向上を図ることを目的として、公益財団法人大分県体育協会が指定する県内の優秀指導者のこと。	47
ガイ	外国語指導助手(ALT)	Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人等を指す。	23
ガク	学習指導要領・幼稚園教育要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定める、各学校等で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。各学校等では、学習指導要領や文部科学省令で定められている年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校等の実態に応じて、教育課程(カリキュラム)を編成している。	4,6,15,23,29
ガク	学部主事	特別支援学校の各学部に着く職で、校長の監督を受けて各学部の校務をつかさどる。県立特別支援学校では当該学部の主幹教諭・教諭を充てており、幼児児童生徒の生活指導や安全管理等の学部運営全般の業務を担っている。	20
カダ	課題解決型学習(PBL)	学習指導の方法の一つで、児童生徒が自ら発見した実社会の課題や問題の解決に取り組み、その学習の過程で、経験や知識を得たり、能動的な学習能力や課題解決能力などを身に付けたりする学習方法。	24
ガツ	学校保健委員会	学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、教職員、学校医、地域の保健機関などで構成される校内委員会。	14
ガツ	学校評価	学校教育法第42条に基づき、学校運営の改善に向けて、学校の目指す目標を設定し、目標達成のための取組や達成状況を評価するもの。学校評価は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3つの形態により行われる。	15,16,32,36

読み	用語名	解説	掲載ページ
ガツ	学校警察連絡制度	警察と学校が情報交換・共有することにより、児童生徒の安全確保及び非行防止を図り、児童生徒の健全育成に資することを目的とした相互連絡制度のこと。大分県では、平成21年6月30日に県教育委員会と県警察本部との間で協定が結ばれた。	26
ガツ	学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム	県教育委員会が行っている業務等を見直すことで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、学校現場の負担軽減を図ることを目的に、県教育委員会の本庁各課・室及び教育センターの代表者で構成している庁内組織のこと。	34
ガツ	学校現場の負担軽減ハンドブック	「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による会議や、学校現場の教職員との意見交換会等を通じて提案された負担軽減策を取りまとめ、平成21年2月に作成したハンドブックのこと。毎年度、新たな負担軽減策を盛り込みながら改訂を行っている。	34
ガツ	学校支援センター	小・中学校の事務の効率化や事務職員の人材育成・教員の業務支援等を目的として、地域の拠点となる学校に設置した事務センター。周辺の小・中学校15校程度の業務を集中的に処理し、教育支援等を行う。	34
カリ	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	4,9,15,20,29
カン	感染症情報収集システム	集団生活で、感染症が蔓延しやすい環境にある学校において、感染症による入院、死亡といった重症化を防ぐために集団発生を早期に探知し早期対応をするための、学校欠席者の情報収集システムのこと。関係機関同士でリアルタイムに情報を共有でき、情報の一元管理が可能となる。	14
キキ	危機管理マニュアル	学校保健安全法第29条に基づき、学校において児童生徒の安全の確保を図るため、その学校の実情に応じて、危険等発生時に学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領のこと。危険の種類によって、「防災マニュアル」「不審者対応マニュアル」等と呼ばれる。	29
キケ	危険ドラッグ	大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれる、危険な違法ドラッグ。あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解させるため、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されることがある。	14
ギノ	技能検定	企業等で働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する試験のこと。県教育委員会では、特別支援学校高等部生徒を対象とした独自の技能検定を平成24年度から実施している。	20
キャ	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくよう促す教育のこと。	17,18,20,40
キャ	キャリアパスポート	児童生徒が、学年や学期などの節目に、校内外での活動の記録等を振り返り、端的にまとめて整理することで、自己の長所や成長を確認するためのノート。学年、校種を越えて引き継ぐことで、教師は生徒理解の参考資料とする。	18
キヨ	教職員評価システム	教職員の能力開発・資質向上と学校組織の活性化を目指すシステムのこと。校長等が学校の重点目標等から教職員が設定した自己目標の達成状況の評価する「目標管理」と、校長等が教職員の能力、姿勢・意欲、実績を相対的に評価する「能力評価」の2つの柱で構成される。	2,31,34
キヨ	「協育」ネットワーク	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働(「協育」)を推進するためのネットワークのこと。	7,12,32,40,41
キヨ	教育相談コーディネーター	不登校、いじめ等の未然防止や早期解決支援、長期的支援において、児童生徒の状況について一元的に把握し、支援が必要な児童生徒や保護者を専門スタッフや関係機関等とつなぎ、校内対策会議の実施や校内研修など教育相談体制の中心的な役割を担う教職員のこと。	25,27
キヨ	教育支援センター(適応指導教室)	不登校の子どもやその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。	27,28
キヨ	教育庁県有建築物保全計画	「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物に係る計画のこと。	30
キヨ	教育遺産	日田市が、茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市と協同で世界遺産登録を目指している国の文化財に指定されている16世紀以降の教育遺産群で、最大の私塾「咸宜園」、最大の藩校「弘道館」、最古の学校「足利学校」、最古の郷校「足利学校」等からなる。	42
グロ	グローバルリーダー育成塾	平成28年度から、世界へ挑戦する気概やリーダーとしての素養の育成に向けて、年4～5回、高校1・2年生を対象に、世界で活躍する講師の講演や他校の生徒や県内在住の留学生・ALT等との意見交換や英語によるプレゼンテーション等を実施するもの。	23
ケン	県立高等学校授業改善実施要領	「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を踏まえ、県立高等学校における組織的な授業改善が着実に実施されるよう、取組の方向性や具体的な方策、授業モデル等を全教職員で共有するために、平成27年度以降、毎年度、県教育委員会が策定している要領。	9

読み	用語名	解説	掲載ページ
ケン	県立学校における政治的教養の教育に関する指針	「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成27年10月文部科学省通知)や国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等を踏まえ、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図るために県教育委員会が策定した指針(平成28年1月)。学校における政治的中立性を確保する上での留意事項を含む政治的教養の教育の取組方針や、高等学校等の生徒の政治活動等に係る留意事項等を示している。	21
ケン	県民安全・安心メール	大雨や洪水などの気象警報や津波警報・注意報、避難勧告・指示などの防災情報などを、携帯電話やパソコンに電子メールで知らせるシステム。	29
ケン	県立武道スポーツセンター	武道をはじめとする大規模大会も開催可能な屋内スポーツの拠点。ハンドボール(2面)、バスケットボール(4面)、バレーボール(5面)、武道競技(8面)等の競技面数を確保(平成31年4月竣工)。	45
ゲン	言語活動	各教科の目標の実現のために行われる記録、要約、説明、論述などの活動。これらの活動は、思考力・判断力・表現力等の育成に効果的とされている。	9,24
コウ	高校改革推進計画	平成18年度～平成27年度を実施期間として、特色ある学校づくり、学校規模の適正化及び学校・学科の適正配置、学校選択の拡大を目的として策定した、公立高校の再編整備等に関する計画。	2
コウ	高大接続改革	「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月文部科学大臣決定)に基づく、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学選抜の一体的な改革をさす。	4,9,17,36
コウ	高校生のための学びの基礎診断	高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定するために、文部科学省が認定した民間の測定ツールを活用する制度であり、平成30年度からスタートした。生徒の学力の把握や学習状況の改善、及び教員の授業改善に活用される。	9,36
コウ	高等特別支援学校	高等部単独の特別支援学校。知的障がいのある高等特別支援学校の場合、社会的・職業的自立ができる生徒の育成をめざし、工業、商業、家政等の職業教育に重点を置いたカリキュラムを編成して専門的な教育を行う。	19
コウ	公共施設等総合管理計画	各地方公共団体が策定する公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では平成27年7月に「大分県公共施設等総合管理指針」を策定している。	30
コウ	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	高等学校等における授業料以外の教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、非課税世帯であることなどの要件を満たす生徒の保護者等に対して、所定の手続を経た後、県が支給する給付金のこと。	37
コウ	高等学校等就学支援金	高等学校等における授業料負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、基準となる所得未満の世帯の生徒に対して、所定の手続を経た後、国から支給される授業料に充てるための支援金のこと。生徒本人や保護者等が直接受け取るものではなく、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する。	37
コウ	公民館主事	社会教育法に基づき設置する公民館に配置される職員の呼称。公民館長の命を受け、公民館事業(学級・講座等)の実施にあたることを職務とする。	38
コウ	広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するとともに、県民スポーツの振興を目的とした事業を行う機関のこと。	44
コウ	公認スポーツ指導者	各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導体制を確立するため、公益財団法人日本スポーツ協会が認定する資格のこと。	46,47
ゴウ	合理的配慮	行政機関や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。	6,19
コク	国際バカロレア	国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムのこと。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、所定の成績を取めると国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)が与えられる。	23
ココ	こころのコンシェルジュ	教職員が抱える心の問題を早期に発見・解決するため、学校を巡回し教職員と面談する相談員のこと。	35
コン	子育て支援センター	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親同士の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域の子育て支援拠点のこと。	16

読み	用語名	解説	掲載ページ
コード	子ども司書	子どもの読書活動の推進を図る目的で育成している子ども読書リーダー。1年間の子ども司書研修を経て、県から認定される。子ども司書には、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える役割がある。	12
コード	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。	15
コベ	個別の教育支援計画	障がいのある子ども一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考え方のもと、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立ち一貫した教育的支援を行うことを目的として、学校が主体となって作成する支援計画のこと。	19,20
コベ	個別の指導計画	障がいのある子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、各学校の教育課程や各教科等の指導計画等を踏まえ、各教科等別あるいは単元・題材別の個別目標、指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。	19,20
コミ	コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。	7,32,36
ジオ	ジオパーク	地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取り組みを行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。令和元年10月現在、国内では44地域が日本ジオパークに認定されている。	21
ジソ	持続可能な開発目標(SDGs)	平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。	6
ジソ	持続可能な開発のための教育(ESD)	Education for Sustainable Developmentの略で、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。	6,21
シド	指導教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法第37条第10項では、「児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」と規定されている。児童生徒の「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成する「学びに向かう学校」づくりを推進し、持続的・発展的な授業改善を組織的に実践する要の職と位置付けられる。	2,9,17,31,34
ジド	児童生徒支援対策プラン	自校のこれまでの複数年におけるいじめや不登校の状況を把握し、改善すべき課題や問題点を明らかにして、組織的かつ計画的に児童生徒支援に取り組むために各学校が定める目標達成に向けた行動計画のこと。	27
シヤ	社会への扉	成年年齢の引き下げの動きを踏まえ、自立した消費者を育成するとともに、消費者が主役の社会の一人として行動できるような消費者になることを目指した教材(消費者庁作成)。	22
シヤ	社会教育施設	人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター、生涯学習推進センター等のこと。	38
シヤ	社会教育主事	社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員のこと。社会教育を行う者に対する専門的技術的な指導・助言に当たる役割を担う。	38
シヤ	社会教育士	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令(令和2年4月1日施行)により、社会教育主事講習修了証書授与者及び大学における社会教育主事養成課程の修了者に新たに付与される称号のこと。社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。	38
シヤ	社会教育委員	社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会が委嘱する委員のこと。社会教育の振興に資するため、社会教育に関し教育委員会に助言するための職務を行う。	38
シユ	主幹教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法37条第9項では、「校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」と規定されている。「芯の通った学校組織」の取組推進に向けて、学校運営を行う校長等と教諭等とのパイプ役を担うとともに、学校組織を円滑に機能させる要の職と位置付けられる。	2,20,31,34

読み	用語名	解説	掲載ページ
シユ	主権者教育	社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育のこと。公職選挙法改正(平成27年6月)により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることを踏まえ、主権者教育の充実が求められている。	7,21
シユ	就労支援アドバイザー	各学校の進路指導担当教員と連携し、在籍生徒の就労能力の発見や評価、各地域の企業のニーズ把握や企業の業務内容の分析、就労希望の生徒と企業とのマッチング等を主な業務とする職員のこと。県独自に県立特別支援学校に配置している。	20
ジュ	授業改善スクールプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、各学校ごとに生徒の実態や現状に応じて作成された、学校の教育目標及び重点目標の達成に向けての授業改善計画。	9,36
ジュ	授業改善マイプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、授業改善スクールプランに基づき各教員が作成する計画。	9,36
シヨ	障害者権利条約	国際連合総会で平成18年12月に採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている。	6
シヨ	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すことを目的に、差別禁止やそれが遵守されるための措置等を定めた法律。	6
シヨ	消費者教育	食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題が深刻なものになっている中、消費者教育は、国民の一人一人が自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むために重要な役割を担うもの。	7,22
シヨ	食育	現在および将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、様々な経験を通じて、国民が食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	14
シヨ	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適応できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続する状態のこと。	15
シヨ	小学生チャレンジ教室	放課後や土曜日に子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画による学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う教室のこと。	32,40
ジヨ	情報活用能力	①情報活用の実践力(課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力)、 ②情報の科学的な理解(情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解)、 ③情報社会に参画する態度(社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度)、から構成される力のこと。	3,21
ジヨ	情報モラル教育	情報社会やネットワークの特性の一面面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報通信技術(ICT)をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育のこと。	21
シン	芯の通った学校組織	学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織のこと(平成24年度～)。	2,31, 33,34
シン	新大分スタンダード	基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着に加え、「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」の育成を目指し、次の4つの視点に基づいて授業を実施するもの。 ①1時間完結型(「めあて」と「ふり返り」のある授業) ②板書の構造化(考えたことを整理したり、ふり返ることができる板書) ③習熟の程度に応じたきめ細かい指導 ④問題解決的な展開の授業(自分の考えをもち、それを表現したり、交流活動で深めたりする授業)	9,24
ジン	人事管理システム	人事情報を一元的に管理し、組織的・継続的に利用できるシステムのこと。人事管理資料や人事異動事務のシステム化により統一的にデータ管理を行うことで、人事管理・異動事務の適正化、効率化、迅速化を図る。	2
スウ	スーパーグローバルハイスクール(SGH)	国際化を進める国内の大学、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分上野丘高等学校(平成26年度～平成30年度)。	17,23,36

読み	用語名	解説	掲載ページ
スウ	スーパーサイエンスハイスクール(SSH)	大学や研究機関等と連携してカリキュラムを開発するなど、理数系教育の充実を図る取り組みを行う高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分舞鶴高等学校(平成17年度～)、日田高等学校(平成23年度～)及び佐伯鶴城高等学校(平成29年度～)。	17,36
スウ	スーパープロフェッショナルハイスクール(SPH)	社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分南校等学校(平成30年度～)。	17,36
スク	スクールサービスデイ	県内の児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、県立図書館において、休館日に図書館を開放して、図書館ガイダンスの実施や調べ学習の支援をする取組。	12
スク	スクールカウンセラー	子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する公認心理師等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。	25,27,28,34
スク	スクールソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識・技術を有する社会福祉士等で、子どもや家庭が置かれた様々な環境の問題(不登校・いじめ・暴力行為・虐待等)の背景や原因を見極め、子どもや家庭に働きかけるだけでなく、医療機関や福祉機関、警察等と連携して問題解決に向け働きかけを行う職員のこと。	25,27,28,34
スク	スクールロイヤー	不登校、いじめ、体罰、教職員と保護者のトラブル等、学校で起きる様々な問題の解決に向け、法律に照らして、学校がどのように対応すべきかを中立的な立場で指導・助言する弁護士のこと。学校の法的相談の他、いじめの未然防止のためのいじめ予防授業や教職員研修などを行う。	25
スク	スクールサポーター	専門的知識を有する警察官OBなどを警察本部少年課に配置し、学校からの要請に応じて学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言などを行う職員のこと。	26
スク	スクール・サポート・スタッフ	教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教員の負担軽減が図られるよう、学習プリント等の印刷などを教員に代って行うサポートスタッフのこと。	34
スタ	スタートカリキュラム	小学校入学当初において、幼児期の遊びや生活を通して育まれてきたことが、教科等の学習に円滑に接続できるよう、生活科を中心に合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定などが工夫された指導計画のこと。	15
ステ	STEAM教育	Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics等の各教科での学習を実社会での問題発見やその解決にいかしていくための教科横断的な教育のこと。	3,7
スポ	スポーツ医科学	スポーツを医学的(ドクター等)・科学的(トレーナー・栄養士等)な見地から多面的に研究するとともに、これらの知識や研究成果をスポーツ活動に応用し、機能的能力の維持増進、競技力の向上を図ることを目的とするもの。	44,46,47,48
スポ	スポーツ情報提供システム	誰もがいつでも運動に親しむことができるよう、居住地域の近隣のスポーツ施設、スポーツサークル、スポーツイベント等の情報をウェブ上で検索できるシステムのこと。	45
スポ	スポーツ少年団	公益財団法人日本スポーツ協会に属し、スポーツによる青少年の健全育成を目的として、主となるスポーツ以外にも、野外活動、地域行事への参加、奉仕活動などを行っているスポーツ団体。	46
セイ	生徒指導支援チーム	福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑な生徒指導事案に対応するため、県教育委員会に設置した支援チームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、早期解決に向けた取組を行う。	26
セイ	青少年自立支援センター	青少年のニート・ひきこもり等を対象とした総合相談(電話相談、来所相談)を行う機関。相談を受け、内容に応じて関係機関や支援団体につなぐ。	28
セカ	世界農業遺産	国際連合食糧農業機関(FAO)が平成14年(2002年)に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業及び水産業を含む。)を認定し、その保全と持続的な活用を図るもの。	21
セカ	世界遺産	昭和47年(1972年)のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて世界遺産リスト(世界遺産一覧表)に登録された、文化財、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件で、移動が不可能な不動産が対象となっている。	42
セン	専門高校	農業・工業・商業・家庭・福祉など職業に関する教育を行う高等学校。	17,36

読み	用語名	解説	掲載ページ
ソウ	総合型地域スポーツクラブ	学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心に様々な活動を行うクラブのこと。	13,44
ソウ	総合的な探究の時間	実社会や実生活の中の事象などを対象に探究課題を設定し、各教科・科目等で身に付けた力を相互に関連付けて課題解決を図る横断的、総合的な学習のこと。従前実施の「総合的な学習の時間」について、より探究的な活動を重視する視点から位置づけを明確にするため、平成30年度公示の新しい高等学校学習指導要領では「総合的な探究の時間」と改められた。	24
ソウ	総合型クラブおおいたネットワーク	県内の総合型地域スポーツクラブで構成し、クラブ間の情報交換やクラブ交流会の開催、総合型クラブの理解を深める活動を実施している組織。	44
ソウ	ソーシャルネットワークサービス(SNS)	登録された利用者同士がインターネット上でメールや掲示板等様々な機能を使って交流できる会員制サービスのこと。	48
ソシ	組織マネジメント	校長のリーダーシップの下、ミドルリーダーである主任等が効果的に機能する学校運営体制を構築すること。	31
タイ	体験的参加型人権学習	一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。身近な人権問題に関連付けさせていくことで人権感覚を高めることを目指している。	12
タイ	体育専科教員	学級担任が全ての教科を担当している小学校において、体育を専門的に指導する教員のこと。	13
ダイ	第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。	36
タシ	確かな学力	基礎的・基本的な知識・技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。	9
タテ	タテ持ち	一人の教員が複数学年を担当し、同一教科を担当する複数の教員で協同して授業づくりを行う仕組みのこと。3年間の見通しをもった指導が行いやすくなるのと同時に、教科担当者間で授業の進度や内容の情報交換等を行うことにより互いを高め合い、学校全体の教科指導力の向上に資することが期待される。	9
チイ	地域児童生徒支援コーディネーター	教育相談等の専門的知識や技能に長けており、いじめ防止や不登校対策等の取組を小・中学校の拠点校で行うとともに、地域の小・中学校における教育相談について支援や助言を行う教員のこと。	27
チイ	チーム学校	平成27年12月に中央教育審議会が答申した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方針について」において「チームとしての学校」として示されたもので、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を着実に身に付けさせることができる学校のこと。	31
チイ	地域学校協働活動	幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が目標やビジョンを共有しながら、相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。平成29年3月の社会教育法改正により法律に位置づけられた。	32
チュ	中学校学力向上対策3つの提言	県内中学校において、未来を切り拓く力と意欲を高める授業の実現を目指した県教育委員会による提言(平成28年2月)。 ①学校の組織的な授業改善による「新大分スタンダード」の徹底(互見授業や習熟度別指導等の実施) ②学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築(教科担任のタテ持ちや教科部会の実施) ③「生徒と共に創る授業」の推進(生徒による授業評価や学びに向かう集団づくりの実施)	9,24
チヨ	超スマート社会(Society5.0)	日本が実現する未来社会の姿として、第5期科学技術基本計画において定義された、「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く5番目の新しい社会の名称。「超スマート社会」では、様々なもの(現実世界)がネットワーク(サイバー空間)を介してつながり、高度にシステム化され、新しい価値やサービスが次々と生まれてくると想定している。	3,7,22
ツウ	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、主として教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいの状態の改善・克服に必要な特別の指導を受けることを「通級による指導」と呼んでおり、こうした教育を行う場のことを指す。本県では、言語障がい、難聴、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の児童生徒を対象とする通級指導教室を設置している。	19

読み	用語名	解説	掲載ページ
デイ	DV	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者(生活の本拠を共にする交際相手も含む)からの暴力のこと。	6,11
デエ	デートDV	高校生や大学生などの若年層の男女間における(交際相手からの)暴力のこと。	11
デジ	デジタル-アーカイブ	情報をデジタル形式で記録し、データベース化して保管することにより、随時の閲覧・鑑賞に供するとともに、ネットワークを利用し情報発信を行う仕組みのこと。	43
デン	伝統的建造物群保存地区	昭和50年の文化財保護法の改正によって発足した制度で、全国各地に残る城下町、宿場町、門前町など歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになったもの。このうち特に価値が高い「重要伝統的建造物群保存地区」として、県内からは、日田市豆田町、杵築市北台南台の2地区が選定されている。	42
トウ	登下校防犯プラン	平成30年5月に発生した新潟市女子児童殺害事件を受け、国の関係省庁が対策を協議して取りまとめられた登下校時に児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策。	29
トク	特別支援教育推進計画	本県の特別支援学校、幼・小・中・高等学校における特別支援教育を充実させることを目的として策定した総合的な計画。5ヶ年計画として、平成20年3月に第一次計画、平成25年2月に第二次計画、平成30年2月に第三次計画を策定した。	2
トク	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うという理念に基づく教育のこと。	19,20
トク	特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能の習得を目的とする学校。	19,20,34
トク	特別支援学級	障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う特別な教育の場として設置する学級のこと。弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱等の障がいのある児童生徒を対象としている。	19,20
トク	特別支援教育支援員	幼・小・中・高等学校で、障がいのある幼児児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等の学校における日常生活動作の介助や、学習活動上の支援を行う職員のこと。	20
ドロ	ドローン	空中や水中、地上を遠隔操作又は自動操縦により移動する無人機のこと。	21,22
ニジ	24時間子供SOSダイヤル	いじめ問題やその他の子どものSOS全般に悩む本人や保護者等が、夜間休日に関わらずいつでも相談機関に相談できるよう、県教育委員会が運営する専用ダイヤル。	25
ニホ	日本語指導が必要な児童生徒	日本語で日常会話が十分にできない児童生徒や、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒のこと。	22
ニホ	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。県内からは日田市が戸海市ら3市と連携した「近世日本の教育遺産群」、中津市・玖珠町の「やばけい遊覧」、豊後高田市・国東市の「鬼が仏になった里『くにさき』」の3つのストーリーが認定されている。	42
ニン	認定こども園	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。3歳以上の児童は、保育の必要性の有無にかかわらず利用できる。	15
ニン	人間関係づくりプログラム	児童生徒同士の良好な人間関係を築くため、自己理解・他者理解等を深める全員参加型の体験的プログラム。	25
ネツ	ネットいじめ相談窓口	携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを受けた場合に相談できるよう、県教育委員会が運営する相談窓口。	25
パイ	PDCAサイクル	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案(Plan)→実践(Do)→検証(Check)→改善(Action)の段階的な活動の循環のこと。	9,31

読み	用語名	解説	掲載ページ
ビブ	ビブリオバトル	おもしろいと思った本を持ち寄り、5分間で本を紹介、2・3分間全員でディスカッションをしてチャンプ本(一番読みたくなった本)を争う知的書評合戦。	12
ファ	ファシリテーター	まとめ役、推進役と訳され、ワークショップ(体験的参加学習)で、議長役だけでなく学習の素材となるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど、複合的な役割を務める人のこと。	39
ブカ	部活動指導員	中学校、高等学校において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする、学校教育法施行規則に規定される学校職員。	34
フツ	フツ化物洗口	フツ化物洗口液により、週に1回(濃度により週に5回)、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。	14
フリ	フリースクール	不登校の子どもを受け入れることを主な目的とする民間の団体・施設のこと。	28
プロ	プログラミング教育	自らのアイデアをどのようにすれば実現できるのか、論理的に考え、障害を取り除きながら協働し、実行していく力を養うため、コンピュータやプログラミングを使いこなすための基礎的な知識、技能、リテラシーを習得させる教育のこと。	21
ブン	文化財の保存・活用にに関する総合的な施策の大綱	平成30年6月の文化財保護法の改正(平成31年4月施行)によって新たに各都道府県が策定することが可能となったもので、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、文化財に関する保存・活用・継承や防災対策、市町村への支援など各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。	42
ブン	文化財保護指導委員	文化財保護法第191条の規定に基づき県教育委員会が委嘱する委員。県内の指定文化財の巡視、所有者等に対する文化財保護に関する指導・助言、地域住民に対する文化財愛護思想に関する普及活動等を行う。	42
ブン	文化的景観	平成16年5月の文化財保護法の改正によって新たに文化財の1つとして定義されたもの。地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものとされ、このうち特に重要な「重要文化的景観」として、県内からは、小鹿田焼の里、田染荘小崎の農村景観、別府の湯けむり・温泉地景観の3件が選定されている。	42
ブン	文化財愛護団体	身近な文化財を大切に、郷土を愛する心を醸成することを目的として、各地に結成されている団体。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。	43
ブン	文化財の保存・活用にに関する市町村の地域計画	平成30年6月の文化財保護法の改正(平成31年4月施行)によって新たに各市町村が策定することが可能となったもので、市町村における文化財の保存・活用にに関する基本的なアクション・プランとなるもの。文化庁長官から認定された場合は、国の登録文化財候補を市町村から提案できるなど、未指定文化財の継承推進が期待できる。	43
ホウ	訪日教育旅行団	海外から、日本の学校を訪問し交流を行うことを主な目的とした引率者と児童生徒等で構成される旅行団体。日本と比べて全員参加が前提の学校行事ではなく希望者だけが参加する、といった違いがあることから、「修学旅行」と区別して「教育旅行」と呼ぶ。	23
ホウ	ホームステイ	留学生等が一般家庭に寄宿し、その家庭の生活を体験すること。受け入れ家庭をホストファミリーと呼び、その家庭内のルールに従って家族の一員として生活する。	23
ボウ	防災教育コーディネーター	学校の防災対策や防災教育を組織的に実施するために、校内の取組を企画立案したり、関係する教職員の業務の調整や外部人材と学校との連絡等を担当する教職員。	29
ホゴ	保護者の会	不登校やひきこもりで悩む親とその支援者が、体験や情報を共有し、気持ちを受け止め合い、考え方を深めあうなど、同じ立場の人たちが「心の居場所」として集まり語れる会のこと。	28
ホジ	補充学習教室	不登校や不登校傾向にある児童生徒を対象とした、学校以外の場における学習機会の保障や居場所づくりを行う学習教室のこと。	28
マナ	学びに向かう力	児童生徒に育成を目指す資質・能力の一つで、主体的に学習に取り組む態度(粘り強さ、学習の進め方を調整すること等)も含め、新たな学びに向かったり、学びを人生や社会に生かそうとしたりする力のこと。	4,9,24
マナ	まなびの広場おおいた	県が運用する県民のための生涯学習情報提供システムの呼称。学習情報の収集と提供、利用者の学習相談を行っている。	38

読み	用語名	解説	掲載ページ
マネ	マネジメントサイクル(PDCAサイクル)	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案(Plan)→実践(Do)→検証(Check)→改善(Act)ion)の段階的な活動の循環のこと。	9
マモ	まもめーるアプリ	大分県警察本部が提供する防犯情報をスマートフォンで受信するためのアプリ。	29
ムツ	6つのアクション(方策)	授業を構成する要素を、「目標」「教材」「授業構想」「発問」「板書等」「振り返り」の6つに細分化したものの。授業者は、この6つの観点から自身の授業を振り返り、向上させることで着実な授業改善を図ることができる。	9
メン	メンタルダウン	ストレスにより心身の不調をきたすこと。	35
モク	「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引き	授業改善についても目標や指標を設定し、目標達成に向けて主任等が中心となり組織的に取り組む必要がある。このようなマネジメントサイクルを取り入れた授業改善を推進することを目的に、県教育委員会が策定した手引き(平成27年3月)。	9
モク	目標達成マネジメント	学校の目標や取り組みを重点化・焦点化し、その達成に向けて学校全体で短期の検証・改善を繰り返すこと。	31
モン	問題解決的な展開の授業	児童生徒が自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学習し、学びの成果等を表現する展開の授業。多くの場合は、1時間あるいは数時間のまとまりのある授業の中で、「課題設定→情報収集→情報の整理・分析→まとめ・表現・交流→振り返り・評価」という流れで展開される。	9,24
ヤサ	やさしい日本語	簡易な表現を用いたり、文の構造を簡単にするなどして、日本語に不慣れな外国人にも分かりやすいよう考案された日本語。	38
ユウ	有所見率	定期健康診断を受診した教職員のうち、診断結果において「要経過観察」以上の異常があるとされた者の占める割合。	33,35
ユニ	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすく、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。	6
ユネ	ユネスコエコパーク	ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもちてもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。令和元年10月現在、124か国701地域、うち国内では10地域が登録されている。	21
ユネ	ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体(ASPnet)への加盟校のこと。文部科学省と日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。	21
ヨウ	幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿	各幼児教育施設で、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育・保育所保育等において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。	15
ヨウ	幼児教育センター	平成31年4月に開設された県教育委員会内の組織。幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修機会の提供、幼児教育アドバイザーによる市町村や幼児教育施設に対する助言等の支援、幼児教育・保育の内容等に関する情報提供等を行う。	15
ヨウ	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者のこと。	15
リュ	留学フェア・留学ガイド	留学に関する事業説明や留学経験者による体験報告、留学斡旋団体による個別説明の機会を設けるもの。また、そうした内容を示したガイドブックのこと。	23
ワン	ワンステップアップのための授業モデル	授業モデルをレベル別に4段階に分けたもの。授業者が自身の授業を振り返り、どの段階にあるかを把握することで、次に進むべきステップを明確化し、着実な授業改善を図ることができる。	9